日本における公共図書館学の実践的課題

一戦後公立図書館界の問題点と改革の指針 一

雑袋 秀樹

はじめに

近年、社会の様々な分野において急激な変化が生じており、公立図書館も社会の変化に対応することが求められている。このような社会の変化に対応することなく、社会に不可欠な存在としての評価を得ることは難しい。公立図書館の社会における評価に大きな影響力を持つものとして、利用者、行政関係者、マスコミ関係者がある。最近、このうちの行政関係者やマスコミ関係者の考え方と公立図書館界の考え方にしばしば食い違いが見られる。特に、地方分権・規制緩和に関する論議では、行政関係者やマスコミ関係者の考え方と公立図書館界の考え方の違いはかなり大きいい。なぜ公立図書館界の考え方と行政関係者やマスコミ関係者の考え方に大きな違いが生じているのだろうか。この原因として、公立図書館界の主張が行政関係者やマスコミ関係者に十分伝わっていないことが考えられるが、筆者は、公立図書館界が従来の主張を繰り返すだけで、新しい論議や新しい実践を示すことができないことが大きいと考えている。これは他の様々な問題に関しても同様である。このため、公立図書館界では問題の所在そのものが明らかにならず、有効な対策が立てられていない。

なぜ、公立図書館界は、公立図書館が直面している問題の所在を明らかにし、長期的な対策を立て、着実に前進することができないのだろうか。公立図書館界がこのような状態に置かれているのは、公立図書館界の実践とそのもとになる理論に何らかの問題があるからである。公立図書館界は、公立図書館が長期的に発展するように、公立図書館の改革のための戦略的課題を明らかにしなければならない。それは、日本における公共図書館学

の実践的課題を明らかにすることである。

そこで、本稿では、公立図書館界が取り組むべき問題とその改革の指針について、筆者がこの25年間に文献を読み、関係者と討議して考えてきたことを整理し明らかにすることにした。第1章では、問題提起の意義について述べる。第2章では、近年筆者が行なってきた公立図書館界に対する改革の提言を踏まえて、1990年代半ばまでの公立図書館界のサービス、職員、学習、養成、研究、組織について、公立図書館の発展を阻んでいる問題点33項目を明らかにする。第3章では、問題点のそれぞれについて改革の指針33項目を示す。第4章では、指針を実践する意義とその際の注意点について述べる。本稿では、公立図書館界全体を対象としているため、これまでに論文を発表したテーマ以外は全体的な傾向を論じている。注では主な文献を示すにとどめ、それ以外の文献は他の機会に譲ることにした。

1 公立図書館の改革の全体像

戦後、わが国の公立図書館が本格的な発展を開始した契機は 1963 年の「中小都市における公共図書館の運営」(略称:「中小レポート」)と 1970年の「市民の図書館」の刊行であり、それ以後公立図書館は飛躍的に発展してきたといわれている。このことはすべての人が認めるところであろう。

しかし、「市民の図書館」以後は、1987年に新しい指針として「公立図書館の任務と目標」が作られるまで、公立図書館界は約20年間にわたって新たな指針なしに時を過ごしてきた。しかも、「公立図書館の任務と目標」は基本的に先の二つの指針をもとに、対象領域を広げ、公立図書館全体のあり方を論じたものであり、必ずしも新しい考え方を提起したものではない。それは、「職員」(第4章1)の項目が司書の職務の内容とその範囲に触れていない点に明確に現われている²⁾。その結果、現在、公立図書館界は、特に職員の面で明らかに行きづまっており、変化する社会の動きへの対応が困難になっている。

もちろん,このような現状を打開するために様々な提案がなされてきた。 しかし、それらの提案は次の3つのタイプのいずれかに属するものが多 かった。①司書の配置を求める提案のように、司書の制度や養成の不十分 な点に対する改善策を示さずに図書館界の立場を繰り返すもの,②行政改革に対して柔軟な対応を求める提案のように,サービスや職務内容のあり方に関する考察や指針なしに便宜的に柔軟な対応を求めるもの,③図書館学教育の高度化を主張する提案のように,その前提となる専門的職務やそれに対するニーズがまだ明確になっておらず,原動力となる要因が欠けているもの。このため,これらの提言は大きな影響を与えることはできなかった。

したがって、改革の提案は、改革の原動力となり得る分野に関するもので、公立図書館に対する社会の要求を十分考慮し、公立図書館のサービスや運営方法に関する考察をもとに、これまでの不十分な点を改革するものでなければならない。筆者は、このような観点から、読書案内、専門職員論、仕事の技術などに関して多くの問題提起を行い、各地の図書館で様々な改革が行われてきた。しかし、これらは個別の提案や実践であり、公立図書館界全体に関するものではなかった。公立図書館の改革をさらに推し進めるには、改革の全体像を明らかにして、ビジョンを示す必要がある。今、公立図書館界には、公立図書館界全体に関する総合的な問題点の指摘と改革の指針が必要なのである。

2 公立図書館の問題点

2.1 公立図書館のサービスと目的

(1) 読書案内サービス

1970年代に新設された市立図書館の職員事情(司書の大部分が若い大学卒である)や貸出サービスの誤った理解(理論よりも現実を優先する考え方)のために、読書案内サービスは貸出作業や配架作業の中で行われるにとどまり、しかも、それがそのまま理論化された。このため、読書案内デスクは設置されず、本格的な読書案内サービスは実施されなかった。その結果、利用者は図書館でサービスらしいサービス(落ち着いた雰囲気の中での専門職員による援助)を受けることができなかった。そのため、利用者や行政関係者には司書の専門的職務が明らかにならなかった30。

(2) レファレンスサービス

わが国では、米国と異なり、公立図書館向けの雑誌記事索引が存在せず、雑誌のバックナンバーのマイクロフィルム出版が行われていないため⁴⁾、レファレンスサービスにおける雑誌の利用が困難であった。また、参考図書の出版点数も少なかった。このため、レファレンスサービスでは単行書の利用が重要になるが、本格的な読書案内サービスは行われなかった。そのため、レファレンスサービスはレファレンス室で参考図書を用いて行われるにとどまり、情報源が限定され、十分な効果を上げることができなかった。その結果、利用者は図書館でサービスらしいサービス(落ち着いた雰囲気の中での専門職員による援助)を受けることができなかった。そのため、利用者や行政関係者に司書の専門的職務が明らかにならなかった。

利用者に接する職員の服装,ネームプレート,利用者への応対の態度や言葉づかいなどは,自治体行政では重視されているが,公立図書館界では論じられることが少なく,マニュアルも作成されてこなかった。その結果,利用者に対する接遇は公立図書館では軽視され,職員がネームプレートを着けない場合もあった。ネームプレートを着けない場合,職員個人の責任が明確にならず,その結果,職員の仕事や学習に対する責任感や意欲が不足する恐れがある。ネームプレートを着けない理由として,サービスに際して利用者の立場が十分配慮されなかったこと,司書の側に,自分が司書であることを示し自分の氏名を明らかにすることが必要であるという認識が不足していたことが考えられる。

(4) 貸出冊数によるサービスの評価

多くの図書館では本格的な読書案内サービスとレファレンスサービスが行われなかったため、読書案内が不十分なまま、貸出サービスが図書館サービスを代表するものとなり、図書館サービスの評価は貸出冊数によって行われるようになった。その結果、貸出冊数の増加が追求され、それが管理部門によって評価されたため、貸出冊数による評価が定着し、貸出冊数の増加がサービスの目標となった。そして、貸出冊数が図書館サービスの測定と評価の一般的な基準となった。このようなただ一つの量的な指標による評価は、他のサービスの評価においてもあまり例がないと思われる。

この結果,一部ではあれ,貸出冊数が多ければ,すぐれた図書館であるという考え方が広まった⁵⁾。このような考え方は,地域社会の諸条件やサービスの方法の相違を無視し,サービスの質を考慮しないものである。この結果,司書の専門的職務はさらに不明確なものになった。

(5) 体系的サービスと公立図書館の目的

貸出冊数がサービスの評価基準となった結果,公立図書館の行うべき様々なサービス(障害者サービスや行政資料サービスなどを含む)からなる体系的なサービスの検討や実施は十分議論されず,日本図書館協会図書館政策特別委員会が作成した「図書館評価のためのチェックリスト」60以外は体系的なサービスの追求は不十分なままに終わってしまった。このため,社会の一部に公立図書館のサービスは貸出だけであるかのような印象を与えてしまった。この背景として,公立図書館界の一部が,①図書館活動の初期の発展段階で貸出サービスに重点的に取り組んで成果を上げたため,それ以後の発展段階でも同じように取り組み続けたこと,②公立図書館の機能を資料提供として位置づけ,様々なサービスの根拠となる公立図書館の目的を十分論じてこなかったことがある。

2.2 公立図書館職員の職務と制度

(1) 正規職員の司書

日本の公立図書館では、かつては、庶務担当者以外の図書館職員は全員正規職員の司書でなければならないという考え方が強かった。そのような考え方が定着した過程は次のようなものと考えられる。都立図書館では、図書館法制定後、司書の採用が行われるようになったが、最初は司書と司書補が採用されていたが。しかし、ある時期から大卒または短大卒の司書のみを採用するようになった。そのため、1970年代のある一時期、図書館業務のほとんどは正規職員の司書によって行われ、しかも、そのうちの若い司書は全員大学卒であった。同時期、新たに設置された市立図書館が同様に司書を採用し、図書館職員は司書有資格館長と新卒の司書で構成された。これらの図書館は日本の公立図書館のリーダー的存在になった。その結果、日本の公立図書館界の一部に庶務担当者以外の図書館職員は全員大卒の司書でなければならないという考え方が生まれた。この場合、司書

は事務職と比べて大卒者の比率が高い人員構成になった。しかし、司書は 貸出作業や配架作業に時間を取られて専門的職務に専念できなかった。

(2) 非専門的職務の存在

庶務担当者以外の図書館職員が全員司書である図書館では、庶務的業務を除く図書館業務はすべて司書の仕事であった。このため、公立図書館界は司書の専門的職務を明確にする必要がなく、図書館業務はすべて司書の専門的職務と考えられた。しかし、貸出業務については、管理部門は徐々に非専門的職務と見なすようになって行った。

その後,利用が増加して人手不足になるとともに,管理部門から主に貸出業務について合理化 (非常勤職員の配置など)が提案された。これは,貸出業務には専門知識を必要としない業務が含まれていることが管理部門にわかってきたためであろう。公立図書館界は,司書の定員削減につながることなどから,非専門的職務が含まれていても,合理化に反対した。実際には,非専門的職務を明確にしないまま合理化が進められたため,専門的職務と非専門的職務が一体となったまま合理化が行われた。

(3) 図書館員の専門性

日本図書館協会図書館員の問題調査研究委員会は、図書館員の専門性を、 ①利用者を知ること、②資料を知ること、③利用者と資料を結びつけるこ との3つの命題にまとめ、それぞれに対応する職務を挙げているが、非専 門的職務のあり方には触れていない。しかし、このような抽象的な命題や 職務の名称では専門性は明らかにならない⁹⁾。同委員会は、司書の専門的 職務の内容やそれがどのように専門的なのかを論じようとしなかった。そ の理由は、専門的職務の内容を明らかにすれば、非専門的職務の存在が明 らかになってしまうことにあったと思われる。

(4) 倫理綱領の性格

公立図書館界は、司書の専門的職務の内容やそれに必要な教育内容を明確化することができなかった。また、日本図書館協会への入会等司書に最低限必要な要件を明確化することもできなかった。代わりに、図書館職員の任務を抽象的な文言にまとめて文書化し、日本図書館協会の内部で確認した。これが「図書館員の倫理網領」である。しかし、これはすべての図書館職員が対象であり、具体的な努力目標がなく、努力の程度は本人に任

され,しかも,実際の規制力はまったくないものであった。したがって,司 書の意識改革や司書職制度の確立に寄与することはできなかった¹⁰⁾。

(5) 職業意識と日本図書館協会

司書の実践に関する具体的な基準がなく、大学における教育や職場における指導が不十分なため、司書採用者(司書として採用された職員)の職業意識は不十分で、司書採用が行われている図書館でも、日本図書館協会の入会者、すなわち「図書館雑誌」の購読者は半数ないし3分の1以下にとどまる場合が多かった「い。このことは、「図書館雑誌」誌上の議論でさえ、すべての司書採用者に伝わっていないことを意味する。その結果、司書採用者でも基本的な図書館実務や図書館を取り巻く社会の動きに関する知識が不足し、利用者や管理者の評価を得られない場合があった。公立図書館界のリーダー達も司書のそのような状態を是正しようとはしなかった「2つ。この理由として、日本図書館協会への入会を進める意見に説得力がなかったこと、リーダーのほとんどが図書館職員で職場における人の和を優先せざるを得なかったこと、建前にとらわれず司書の実態を見極めようとする考え方がなかったことが考えられる。この点が改善されない限り、司書採用者が管理者から評価されることはないであろう。

(6) 司書の人事管理

図書館の設置に際して、必要な人数の司書を一度に(あるいは短期間に)採用した場合、団塊化して人事管理上問題が生ずる。年数の経過と共に高齢化して昇進ポストの不足が生ずるほか、リーダーシップの欠如等が生ずる場合もある。にもかかわらず、これまで、公立図書館界では司書の人事管理についてほとんど論じられてこなかった。人事管理の解決は各自治体の管理部門に委ねられてきたのである。

2.3 公立図書館職員の学習

(1) 自己研修の手段

研修の基礎は自己研修である。しかし、司書の資格は一段階しかないため、司書の資格を持つ現職者には自己研修の目標がない。また、自己研修の意欲がある場合でも、自己研修の手段は整備されていない。自己研修の有力な手段である既刊の出版物の多くは司書講習向けであり、図書館職員

向けのものは少ない。そのため、公立図書館について深く学習するには、多数の雑誌記事やパンフレットを収集し自分で内容を整理しなければならず、大きな労力が必要である。このように、自己研修の最大の障害は図書館職員向けの入門書、専門書が不足していることである。

(2) 調査研究方法の学習

公立図書館界では図書館職員によって様々な調査研究が行われているが、その中には調査研究の方法を十分踏まえていないもの、内容の掘り下げが不足しているものが見られる¹⁴⁾。その原因は、図書館職員が養成課程で調査研究の方法を十分身に付けていないこと、また、このような作業をバックアップできる研究者が少ないことにある。研修は、機会が少ない上に、大部分は講義形式で、内容も基本的な知識の提供が中心であり、自主的な学習・調査研究能力や問題解決能力を深める研修は少ない¹³⁾。

(3) 自治体行政の認識

公立図書館は地方自治体の一組織であるため、図書館を適切に運営するには、公立図書館職員が自治体行政の全体的な動向や行政手続に関する基本的な知識を持つ必要がある。しかし、公立図書館界には、図書館を自治体行政の一環としてとらえる考え方が弱く、図書館職員による自治体行政や行政手続の理解は不十分であった。公立図書館界では、しばしば、その点が指摘されてきたが、十分認識されてこなかった。その結果、一部の司書が、人員要求や開館時間に関して図書館界から見ても不適切な対応を行い、事務職や管理部門から批判を受けたことがあった。このような場合もこれまでの図書館運営への反省はほとんど行われてこなかった150。

(4) 社会科学的知識の獲得

公立図書館界では、図書館の利用・サービス・行政等を社会科学的にとらえるために必要な生活行動、法律・制度、行政・政策、経営・管理等に関する知識が不足してきた。その結果、一部ではあるが、社会の動きを十分理解することができないだけでなく、公立図書館の制度や政策を政治的観点からとらえる傾向が見られた¹⁶⁾。また、公立図書館界のオピニオンリーダーである図書館職員は、自分の勤務する図書館の事情からきわめて強い印象を受けているため、しばしば、公立図書館全体の動向を客観的に理解することができなかった¹⁷⁾。

(5) 評価と討論の方法

公立図書館に関する理論や研究の不足のため、「中小都市における公共図書館の運営」や「市民の図書館」に対して過剰な賛辞が寄せられ、一部の図書館職員の間に公立図書館界の指導者を偶像化する傾向が生じた。他方、司書や図書館運動参加者の間では連帯感や仲間意識に基づくかばい合いが生じ、その結果、外部の意見や批判を無視したり、十分な理由や根拠を示さずに批判する傾向が見られた¹⁸⁾。これらは、図書館実務の間題点の指摘を妨げ、多くの図書館職員の参加による自由な発言や討論を妨げてきた。このほか、相手の氏名を明らかにせずに、講演や文献で個人の意見を批判する傾向があり、積極的な議論を妨げてきた。これは相手を尊重する意図から発していると思われるが、批判対象を示さないため、誰のどのような主張を批判しているのかが明らかでない場合がある。

2.4 公立図書館職員の養成

(1) 司書資格の取得方法

司書資格の取得機会は、司書課程、司書講習とも、大都市圏には多いが 地方には少ない。また、司書資格の取得に必要な学歴要件は意外に厳しい。 このため、地方の県の町村では司書館長や司書の確保が困難である。地方 分権、規制緩和の一環として、図書館建設補助金の条件である図書館長の 司書資格要件と司書の配置基準が廃止されようとしている現状の背景には この問題がある¹⁹⁾。

(2) 司書資格の履修単位数

司書資格の取得に必要な履修単位数が少ないことは以前から指摘されてきた。このため、主に大学教員から履修単位数の増加等が提案されてきた²⁰⁾。 しかし、これは大学の中での議論であり、既卒者の立場、地方の町村の立場を考慮していないため、図書館職員や行政関係者に受け入れられなかった。

(3) 教科書の出版

これまでの司書課程・司書講習等の教科書の中には、ページ数が少ないため、公立図書館界に見られる様々な考え方やその根拠となる事項を十分論ずることができず、基本的知識の学習や基本的資料の入手には役立つが、

深く学習したい人には物足りない内容にとどまっているものが見られた。 平成8年(1996)の省令改正を契機に、教科書の点数が増えつつあり、内 容の改善が期待されている。

(4) 資料知識の教育・研究

読書案内や資料収集を初めとする図書館業務には資料知識が必要である。 資料知識とは、個々の資料に関する知識で、その代表的な例として、主な 作家・評論家・学者、それぞれの主な著作、主な出版社、主な雑誌などの 名称や特徴などの知識が考えられる。これまでの司書養成教育の内容は、 サービスの理念や技術の教育が多く、資料知識の教育は不十分であった。 必要な知識の内容に関する研究が十分でなく²¹⁾、必要な資料を学ぶための 教科書やマニュアルも作成されてこなかった。このため、司書は資料知識 が不足し、資料知識を実務の中で学ぶ必要が生じている。司書資格を持た ない一般の読書家でもかなりの資料知識を持っているのであるから、この 点の教育の改善が不可欠である。

(5) 基礎科目の学習

省令科目の内容を十分に理解するためには一定の基礎的な科目の学習が必要である。例えば、図書館法を学ぶには法学の学習が必要であり、利用者調査を学ぶには社会調査の学習が必要である。しかし、大学教育のカリキュラムにおける教養科目は縮小される傾向にあり、また、大学による開講科目や個人による選択の違いもあり、これらの基礎科目を履修しているとは限らない。これらの基礎科目をある程度学習しなければ、省令科目の理解は表面的な理解にとどまり、十分な理解は得られないであろう。基礎科目の学習に関しては4年制大学と短期大学の相違が大きいと思われる。

(6) 大学院と資格試験

図書館専門職員の本格的な養成方法として、諸外国でも、資格試験と大学・大学院での養成の二つの方法がある。わが国で広く知られている専門職の資格には、大学での教育のほか、国家試験または業界団体による資格試験の合格が要件であるものが多い。しかし、米国の影響のためか、大学院による養成が図書館情報学を担当する教員の考え方の主流となり、資格試験は軽視されてきた。

2.5 公立図書館の研究

(1) 研究者と研究活動

現在、公立図書館の研究者は少ない。特に、日本の現在の公立図書館について研究している研究者はきわめて少ない。若い研究者についても同様である。したがって、現在の日本の公立図書館に関する研究論文はきわめて少ない。公立図書館の研究が遅れている最大の理由はここにあり、わが国の公立図書館の質的な発展が停滞している理由もここにある。

研究会に所属する図書館職員による研究活動は盛んであり,理論的成果も上げているが,学会誌に論文を書くには至っていない。研究が図書館運動の一環として行われている場合,研究会内部で意見の対立が起きたときは論議が進まない傾向がある。また,重要な問題であっても,過去の運動の失敗には触れない傾向がある。さらに,運動に対する批判には答えないにもかかわらず,運動やその理論の批判者に対しては集団で批判する傾向がある。これらは公立図書館界における研究発表を阻害し,自由な発言や討論と新しい研究者の参加を妨げている。

他方,研究会に属さない図書館職員が学習や研究を行なっても,その成果を発表する場はほとんどなく.投稿できる場も限られている。

(2) 基本理論の研究

わが国では、まだ図書館が社会に根付いていないため、図書館はなぜ必要か、図書館の効果とは何か、図書館職員の役割は何か、図書館職員の効果とは何かといった最も基本的な問題の解明と教育が必要である。しかし、わが国の公立図書館研究は、海外の研究に見られるかなり専門的なテーマを追求する場合が多く、このような基本的な問題の研究は少ない。研究者は海外の文献をもとに専門的なテーマについて研究を行い成果を上げているが、国内にはそれを実践する主体や環境がない場合が多い。

(3) 発展段階の認識

わが国の公立図書館の発展段階は英米等先進国の発展段階とは異なっているため、先進国の最新の研究成果はわが国の公立図書館には直接役に立たない場合がある。むしろ、先進国のかなり以前の時期の改革の理論と実践が有用な場合がある²²⁾。また、わが国の公立図書館の実務や理論はすべての分野で均等に発展しておらず、分野によって発展段階が異なる。わが

国の公立図書館を近代化するには、重要でありながら遅れている点を改善しなければならない。このような遅れた実践は誤った理論によって支えられているため、そのような理論の批判が必要である。

(4) 海外の研究の導入

わが国の図書館情報学研究においては,戦後初期の社会科学研究と同様, 先進国の図書館の理論や事例紹介が中心であり,研究者はその紹介に努め てきたが²³⁾,それらを支える国民の生活様式,社会意識,国や地方の行政 制度の相違については十分考慮されてこなかった。そして,どのような理 論や制度が,どのような条件のもとで,わが国に適用可能なのかが十分検 討されなかった。このことは公立図書館界においても同様である。このた め,せっかく研究された理論や事例も,わが国で生かされるものは必ずし も多くなかった。その反面,日本の図書館固有の問題は取り上げられない ことが多かった²⁴⁾。

他方,公立図書館界の一部では,海外の図書館制度のうち,図書館の重要性や専門職員の必要性を示す部分だけを図書館や専門職員のモデルとして紹介することが多かった。これが図書館運動の理論的な根拠になった。その場合,図書館界の自主的な努力が必要な部分には触れなかったり,日本の実情に合わないとして退けたりすることが多かった。先進国と同様に専門職員の配置を要求しながら,先進国では一般的な専門的職務と非専門的職務の分離,非専門的職員の配置に反対する考え方はその典型である。

(5) 研究成果の伝達

研究者は、研究業績を上げるために、論文を「図書館学会年報」などの 学術雑誌に発表しなければならない。ところが、公立図書館の職員はほと んど日本図書館学会に属していないため(近年若干増えているが)、「図書 館学会年報」に掲載しても、一般の公立図書館職員には読む機会が少ない。 他方、公立図書館職員に読んでもらうために「図書館雑誌」等の一般雑誌 に投稿しても、研究業績として評価されない。したがって、公立図書館の 研究者には現場の図書館職員に研究成果を伝える方法がない。

2.6 日本図書館協会の活動と組織

(1) 環境への対応能力

日本図書館協会の国の図書館政策に関する緊急対策会議は,1997年7月,日本図書館協会は,地方分権と規制緩和の動きに対して"具体的な方針を示せないまま,常にその場しのぎの対応にとどまった"と指摘し,その原因として次の5点を挙げている。

- ①的確な政策分析、情勢判断の欠如
- ②情勢判断に基づく行動の乏しさ
- ③司書そのもののレベルアップの怠り
- ④世間やマスコミ、議員の応援の乏しさ
- ⑤問題点について十分議論を深められない常務理事会のあり方

これをもとに、今後取り組むべき課題と組織体制の改革を提言している²⁵⁾。組織体制については政策ブレーンの設置と機構改革を挙げている。これはきわめて重大な問題提起であり、日本図書館協会の組織と実践に根本的な欠陥があることを示している。

(2) 役員の構成

日本図書館協会の役員(評議員,理事,常務理事)には大学教員が少なく,図書館職員が多い²⁶⁾。大学教員は本務や学会等の仕事で忙しく,時間の余裕がない場合や日本図書館協会の活動に対する関心が低い場合がある。しかし,委員会の委員長や委員に大学教員がかなりの程度加わっていることを考えるとややアンバランスである。図書館職員が多いことは,役員が図書館に基盤を持っているという点ではプラスであるが,大学教員が少ないことは、調査研究や政策立案の面でマイナスになる場合がある。

個人会員選出の評議員は都道府県単位の個人会員による選挙で選ばれる。個人会員選出の理事は個人会員選出の評議員による選挙で選ばれる。常務理事は理事の互選で選ばれる。評議員選挙の後常務理事の選出まで2回の間接選挙が行われること²⁷⁾,選挙においては多数の会員を擁する団体による組織的な選挙活動(候補者の推薦と投票の依頼)が行われること²⁸⁾ などから,役員の中でこれらの団体の推薦者が占める比率が高い。このため,選出された役員に推薦団体の会員の構成(職業,年齢等)が反映しがちである。役員に大学教員が少ないのはこのためであり、役員の固定化や高齢化

などが生ずる可能性もある。このほか、役員の図書館に関する考え方が似ており、個人的にも実務上も協力関係にあるため、新しい発想にもとづく考え方を提起したり、相互に厳しく批判したりすることは難しいと思われる。

(3) 地方の意見の反映

日本図書館協会の理事,常務理事の大部分は大都市圏の会員が務めている。これは,交通事情の関係から地方在住者は役員を務めることが困難であるためである。評議員は都道府県別に選出されているが,地方の評議員は定数が少ない上に,評議員会の出席者も十分ではない。委員会の委員もほとんどが大都市圏の会員である。このため,日本の公立図書館の活動に積極的にかかわることができるのは大都市圏,それも東京・大阪とその周辺地区の会員に限られてしまっている。その結果,図書館とその職員がきわめて弱体な地方の実情が理解されない傾向がある。日本図書館協会が地方分権に対応できなかったのはこのためである²⁹⁾。

(4) 委員会による調査研究

日本図書館協会による調査研究は多数の委員会によって行われているが、一部の委員会では、委員の顔ぶれが固定したり、同じ考え方を持つ会員が委員になる傾向がある。また、一般に、図書館界の根本的な課題の検討は利害関係のある当事者からなる委員会に委ねられる場合が多い。委員には図書館界の現職者に対する遠慮が働くため、現状を批判したり、既得権を打破する斬新な政策を提言することは容易ではない。また、図書館界に意見の対立がある問題や従来の考え方では打開できない問題については、委員会が結論を出すことができず、シンポジウム等を行うにとどまる傾向が見られる。

(5) 多様な意見と論争

近年まで、日本図書館協会の機関誌【図書館雑誌】は、投稿を除くと、政策上の問題に関する論争が少なかった。この原因として次の2点が考えられる。第一に、図書館界に少数派の意見を掲載することに消極的な傾向が見られたことである。これは事務職による公立図書館界に対する批判への対応に顕著に現われている。批判に対する反論が掲載されても、批判された人物に反論を求めないことがあった300。読者である司書の側に、批判に

対する反論を書くのではなく、批判的な記事の掲載に反対する傾向があったと聞く。第二に、学会等で行われている問題提起に関しては、十分な情報が提供されず、また、求められなかったことである。

(6) PR 活動

図書館の設置と司書の配置を振興するためには、日本図書館協会が、自らの資金を使って、国民一般、学識経験者と審議会委員、行政担当者、政治家などに対してPRのキャンペーンを行うことが必要である。しかし、日本図書館協会では、どのような社会的・行政的活動が必要かが論議されず、具体的な行動についてはほとんど論議されてこなかった。また、評議員、理事、常務理事は社会に対して様々な働きかけを行う必要があることが理解されてこなかった。公立図書館界の行動力の欠如は棚上げされ、図書館行政の不振は文部省の責任に帰されてきた。

3 公立図書館の課題の解決策

3.1 公立図書館のサービスと目的

(1) 読書案内サービスの実施

貸出フロアに読書案内用のデスクやカウンターを設け、経験ある司書が利用者の質問に答える。貸出業務と場所や担当者を区別することが必要であり、その方が能率的である。これは、この数年、かなりの数の図書館で実行されるようになった。これによって、司書の専門的職務が明らかになっている。

(2) レファレンスサービスの充実

レファレンス室にレファレンスデスクを置き、経験ある司書が利用者の質問に答える。単行書だけでなく、雑誌記事が検索できることが必要であり、それには各種のCD-ROMやデータベースを活用しなければならない。また、雑誌の相互貸借、雑誌記事の複写依頼によって雑誌記事の入手に努めなければならない。近年、レファレンス室の整備とレファレンスサービスの充実が進んでいるほか、読書案内サービスによってレファレンスサービスの利用者が増えている。これによって、司書の専門的職務が明らかになっている。

(3) 接遇の改善

近年、ネームプレートの着用が進み、ユニフォームの着用や接遇についても取り組みが始っている。公立図書館では、これまで個人の責任を明確にしない傾向があったが、司書職制度を採用している図書館では司書の職名と個人名を示すネームプレートを着用して、司書を配置していることを示すとともに、個人の責任を明確にするべきである。これによって、司書を配置していない図書館との違いを対外的に明らかにすることができる。(4) サービスの全体的評価

公立図書館のサービスの評価は,貸出冊数やリクエスト件数だけでなく,「図書館評価のためのチェックリスト」を参考に,どのようなサービスや運営方法が行われているかを点検し,サービスと運営の様々な要素の総合点で評価すべきである。このような方法であれば、図書館職員の能力と意欲を評価することができる。このチェックリストは1990年代の理論的成果の一つである。

(5) 体系的サービスの追求と公立図書館の目的の明確化

公立図書館の体系的なサービスの内容をもう一度確認し、チェックリストをより綿密なものとする必要がある。体系的サービスの内容は公立図書館の目的から導くことができる。体系的サービスを追求するためには、公立図書館の目的について積極的に議論するべきである。公立図書館の目的を明確にすることによって、様々なサービスに取り組むことができる。

3.2 公立図書館職員の職務と制度

(1) 図書館法の趣旨の理解

図書館法では、判断を必要としない職務は司書補が担当し、司書を援助することになっているが、司書補は配置されないことが多く、配置されても、司書と司書補の仕事を区別することは困難であった。そのため、司書がすべての図書館業務を担当せざるを得ず、合理化の対象となった。図書館法の司書補に関する規定には無理があったと思われる。しかし、図書館法では判断を必要とする職務と必要としない職務の分離が意図されていたことは確かであり、その点を十分理解する必要がある。

(2) 専門的職務と非専門的職務の区分

専門的職務を明確にしないまま合理化が進んだため、専門的職務も合理化の対象となった。そのため、専門的職務に取り組もうとしても、専門職員の不足のため行えない場合が生じた。したがって、非常勤職員等を導入せざるを得ない場合は、非専門的職務(専門的知識を必要としない職務)に司書資格を持たない嘱託や臨時職員を充てるべきである。このためには図書館の職務を専門的職務と非専門的職務に区分しなければならない。区分に際しては貸出サービスが問題になる。貸出サービスには専門的職務である読書案内サービスが含まれ、貸出・配架業務にも専門的職務が含まれている。これらは正規職員の司書が担当すべきである³10。読書案内サービス、貸出・配架業務の中の専門的職務を明らかにすることによって、専門的職務と非専門的職務の区分が可能になるのである。

(3) 専門的職務と必要な知識の明確化

非専門的職務を明確にすれば、専門的職務は明確になる。勇気を持って 非専門的職務の存在を認めれば、それによって専門的職務は明確になるの である。次に必要なことは専門的職務に必要な知識を明らかにすることで ある。職務内容と必要な知識の両方が相まって専門的職務の内容が明らか になる。図書館界はこれまで「専門性」という不明確な用語を用いてきた が、この言葉は他の分野ではあまり用いられない言葉である。この用語を 用いると、議論が抽象的になりがちである。専門性と同義ではないが、「専 門的職務」と「専門的知識」という明確な用語を用いるべきである。この 用語であれば、具体的な内容を論ずることができる。

(4) 具体的実践目標の設定

「図書館員の倫理綱領」は図書館職員一般の抽象的な任務と目標を示した 文書としてはよくまとまっているが、専門職制度の確立に役立つものでは ない。日本図書館協会は、司書採用者に対して、仕事と学習の具体的な目 標を示し、それを実行するように強力なキャンペーンを行うべきである。 それと併用すれば「図書館員の倫理綱領」も役立つであろう。

(5) 職業意識の高揚と日本図書館協会への入会

少なくとも司書採用者は全員が日本図書館協会の会員になるべきである。 公立図書館界は、そのための強力なキャンペーンを行うべきであり、日本 図書館協会に入会しなければならない理由を明確にする必要がある。近年, この点の取り組みが始まっている³²⁾。他方, 日本図書館協会は, 図書館職 員のより広範な意見を代表するように協会の運営を改善し, 実際に効果の ある事業を行う必要がある。

(6) 司書の人事管理の検討

公立図書館界は、司書にも人事管理が必要であることを認め、昇進ポストの確保、組織の活性化、そのための計画的採用、人事交流等について検討すべきである。特に、期間を限定した関連職場との人事交流、複数自治体間での広域の人事交流等は、論議や実践例が見られるため、さらに積極的に検討すべきである。また、ポストの有無にかかわらず、専門職としての処遇を受けるには、職務内容の大部分が専門的でなければならないことを認識しなければならない。

3.3 公立図書館職員の学習

(1) 自己研修手段の充実

研修の基礎は自己研修であることを明確にし、自己研修の目的、すなわち学習すべき知識内容を明らかにする必要がある。次に、図書館職員や事務職向けの自己研修のガイドブックを出版し、自己研修に役立つ実務的な入門書、専門書や教材を多数出版することが必要である。

(2) 調査研究方法の学習

公立図書館界での様々な調査研究活動について,公立図書館関係者が気軽な討論ができる機会を持つとともに,公立図書館界の内外の研究者に,公立図書館界における調査研究活動への援助を依頼し,方法に関する助言,指導を求めるべきである。研修では,文献収集の方法,文献の読み方,レポートや論文の書き方等の学習方法と社会調査,統計調査等の調査研究方法の案内が必要である。

(3) 自治体行政との関係の明確化

公立図書館界では自治体行政に対する関心が高まりつつある。これまで、公立図書館職員に必要な自治体行政に関する知識が明らかにされてこなかったため、公立図書館と自治体行政の関係を解明し必要な知識を定式化する必要がある³³⁾。自治体行財政の知識のない司書でも、自治体の行財政

について学習できるように、学習案内、基本的な教科書、教材を作成する 必要がある。個々の行政施策との結びつきを考えるには事務職との交流が 必要である。雑誌の誌上で、事務職と司書との交流や自治体行政から見た 図書館について論議することが考えられる。このほか、自治体行政全体の 観点からこれまでの図書館運営を再検討することが必要である。

(4) 社会科学的知識の認識

公立図書館界でも、生活行動、法律・制度、行政・政策、経営・管理等に関する学問的な研究ができる研究者を養成するともに、他分野の研究者に研究を依頼し、公立図書館を研究対象としてもらうことが必要である。また、司書がこのような分野を学べるように、雑誌誌上で、これらの分野に関する学習案内を掲載することが必要である。

また、図書館職員は、各図書館の置かれた社会的条件の相違を学ぶことによって、各図書館の事情の相違を理解することができるようになる。

(5) 自由・公正な議論の保障

思想の自由を守る公立図書館の世界では、自由に議論ができる環境が必要である。公立図書館界の実践を冷静かつ客観的に検討するには、過剰な賛辞や司書相互のかばい合いを避けなければならない。個人の意見を批判する場合は、相手の氏名を明らかにし、正しく文献を引用し、批判の理由や根拠をくわしく論じて、紳士的に批判するべきである。雑誌等で特定の人物に批判的な記事が掲載された場合は、編集者は批判された人物に反論の機会を与える必要がある。また、研究会等の討議において批判を行う場合は、紳士的に行うように研究会が自ら律するべきである。

3.4 公立図書館職員の養成

(1) 司書資格の取得方法の改善

地方在住者が司書資格を取りやすくするために、司書資格を取得する機会を増やす必要がある。国立大学等による全国的な養成体制や資格取得機会の提供が必要であり、従来の通信教育や最新の通信手段の利用を検討することが必要である。司書資格の取得に必要な学歴要件についても、緩和を検討する必要がある。

(2) 司書資格の等級制

現在の司書資格を前提とする場合,司書の専門職としての地位を高め、かつ全国的な配置を進めるには、①社会に評価されるレベルまで単位数を増加することができる、②地方の町村にも専門職員を配置することができる、③既卒者にも開かれている、という3つの条件を同時に満すことが必要である。この3条件を満たすことができるのは、学歴ではなく、講習か資格試験で上級資格に昇格できる司書資格の等級制である。

(3) 入門書と専門書の出版

図書館職員がある程度学習を進めると、教科書では満足できない場合が多くなる。実務上重要で関心の高いテーマに関して、様々な考え方、議論の経過、結論に至る理由をくわしく説明して、読者に考えるための素材を提供し、読み終えた読者が確信を持てるような専門書が必要である。また、事務職の図書館職員向けに公立図書館の基本をわかりやすく解説した入門書が必要である。このような出版物がなかなか出版されないのは、現在の出版物は司書課程の教科書が中心だからである。教科書は売れるが、専門書は売れないのが現実である。日本の公立図書館界はこのような入門書と専門書の出版に努力すべきである。このような出版物なしに自己研修を主張しても、効果は上がらないのである。

(4) 資料知識の解明

資料知識の中心は現在の著名な作家・評論家・学者,主な著作,主な出版社,各分野の主要な著者,著作,出版社などに関する知識である。司書は参考図書に関する知識以外にこのような資料知識を身につけていなければならない。これらの知識について研究することによって,大学での教育が可能になり,就職後の資料知識の学習が容易になる。この点は,平成8年(1996)の省令改正によって「専門資料論」が必修になり,数種類の教科書が出版される見込みであるため、改善が期待される。

(5) 基礎科目の明確化と学習

公立図書館界は、省令科目の内容と基礎科目との関係について検討し、 両者の関係を明らかにすべきである。司書養成の担当教員は、基礎科目を 履修するよう指導し、開講されていない基礎科目の設置に努め、これらの 科目の学習の手引を作成し、実質的な学習ができるように配慮すべきであ る。そして、司書の養成をこれらの観点から検討するべきである。

(6) 資格試験の重視

わが国の大学の入学・卒業や教育の事情を考慮すると、わが国では大学教育とともに資格試験を併用することが現実的と思われる。そのためには、わが国の他の専門職の資格において資格試験が果たしている役割を検討する必要がある。その結果、必要ならば、資格試験を取り入れるべきである。この点では欧米との社会的背景の相違を十分考慮する必要がある。

3.5 公立図書館の研究

(1) 研究者の獲得と研究の奨励

公立図書館の研究者の不足を補うために、若い研究者を育成する必要がある。そのためには、公立図書館界は、大学院に進学する若い図書館職員のための奨学金を設けたり、若い研究者に研究を委託したり、研究費を提供したりして、若手の研究者にわが国の公立図書館に関する研究の機会を与える必要がある。また、図書館職員は、研究者が実務の現状を批判しても、理性的かつ紳士的に討論しなければならない。現実を批判するのが学問や理論の役割だからである。

また、研究会に属さない図書館職員に発言の機会を提供するために、論 文やレポートを投稿できる雑誌を刊行し、研究発表ができる研究集会を開 くことが必要である。

(2) 基本理論の解明

わが国のような、社会に図書館が定着していない国では、図書館と専門職員の意義を定式化して、誰もが常に理解しているようにすべきである。このためにはこれらの問題に関する研究が必要である。それには自治体行政、生涯学習などの外部の観点から公立図書館をとらえること、図書館と専門職員の効果を利用者調査のデータによって客観的に証明すること³⁴⁾が効果的である。

(3) 発展段階の相違の認識

わが国と欧米の公立図書館の発展段階を分野ごとに比較し、わが国が遅れている分野とその発展段階を明らかにする必要がある。そして、重要性が高く著しく遅れている分野を最初に研究すべきであり、また、誤ってい

ると思われる理論について徹底的に議論すべきである。

(4) 社会的背景・基盤の研究

海外の図書館理論の研究や図書館事情の紹介に際しては、図書館サービスや専門職員といった目に見える部分だけでなく、それらを支える基盤を理解する必要がある。そのためには、図書館サービスや専門職員の基盤となっている社会意識、社会制度等について十分研究する必要がある。

社会意識や社会制度を重視する考え方は日本の公立図書館の研究においても必要である。最近の日本の公立図書館に関する論文では、日本の具体的な現実の考察に関しては、同じ日本の行政サービスを扱っている地方自治・自治体行政、生涯学習などの社会制度に関する理論が示唆的であるように思われる。これらの分野の関連する点についてもっと研究を進めるべきである。

先進国の事情のうち図書館運動に都合のよい部分のみを紹介してきたことが、長年にわたって、日本の公立図書館界を混乱させてきた。図書館運動の関係者は、専門職員の配置を要求するのであれば、先進国で一般的な専門的職務と非専門的職務の分離を行わなければならないことを認識すべきである。

(5) 研究成果の発表

「図書館雑誌」は、投稿原稿のテーマが会員の関心の高いテーマであり、原稿の長さが適正であれば、掲載を認める場合が多い。そこで、研究者は公立図書館の職員にどうしても読んでほしい研究成果がある場合は、学会誌に先に発表し、それを「図書館雑誌」向けに大幅に圧縮し、平易に書き直して投稿すればよい。ただし、図書館職員が切実に必要と感ずるテーマでなければならない。こうすれば、研究業績を上げ、かつ、多くの図書館職員に読んでもらうことができる。編集委員会からも、このような働きかけを行うことが望ましい。

3.6 日本図書館協会の活動と組織

(1) 組織改革の問題提起

国の図書館政策に関する緊急対策会議の報告の内容は,日本図書館協会の組織のあり方の根本にかかわる問題であり, きわめて重大かつ有意義な

問題提起である。このような報告を行なった関係者の洞察力と勇気は賞賛されるべきである。このような記事は「図書館雑誌」の末尾に掲載するべきではない。日本図書館協会は、この記事を大きく取り上げ、報告者からくわしい説明を受け、会員全体に討議を呼びかけるべきである。

(2) 役員選挙の改革

評議員選挙における都道府県単位の選挙区や役員選挙における3段階の 選挙方法が適切かどうかを検討する必要があると思われる。役員の一部に ついてより広い選挙区や直接選挙の機会を設けることが考えられる。

研究会などの団体は、役員選挙において候補者の推薦等を行う場合、当選した役員とその行動や発言に対して一定の責任を負う義務が生ずる。これらの団体は、役職にふさわしい識見ある人物を推薦するべきである。また、外部に対して、推薦の事実とプロセスを公開し、推薦結果に対する責任を明らかにするべきである。

(3) 地方の意見の反映

日本図書館学会は、年1回、葉書投票による通信総会を行なっている。財政的に豊かでない全国組織では、地方の会員が実質的に参加できるように、このような配慮が必要である。筆者は、かつて評議員時代、主として遠隔地在住の評議員のために、文書による質問制度を提案したが³⁵⁾、その後実行されていない。質問や投票に関して、遠隔地の役員が実質的に参加できるような方法を追求することが必要である。

(4) 自由な立場での政策立案

既成の考え方を打破して,新しい考え方を提起するには,検討課題と直接利害関係のない人々を検討に加えることが考えられる。司書養成教育の検討に図書館職員を加え,図書館職員の資格や能力向上の検討に研究者を加えることが考えられる。また,図書館職員に遠慮する必要のない学識経験者からなる検討委員会を設置すること、図書館界と関係のないコンサルタント会社などに調査を委託することも考えられる。

委員会が結論を出し切れない場合は、図書館界にどのような見解があるのか、それぞれの見解の内容とその長所・短所を整理し、明らかにすることを目標とすべきである。それが本来の委員会の役割である。

(5) 積極的な論争の取り組み

理論の内容を明確にし、司書の討論する力量を高めるには積極的な論争が必要である。「図書館雑誌」や「現代の図書館」は、公立図書館界で意見が対立しているテーマに関する情報を収集し、積極的に取り上げ、論争を起こすように努力すべきである。近年、これらの雑誌誌上での論議が活発化している。また、日本図書館協会は、このようなテーマに関する討論集会を開催するべきである。批判に際しては、最初に批判対象の主張を要約・紹介するようルールを作るべきである 360。

(6) PR 活動の実施

一般に、職能別団体は、新聞広告、雑誌広告、PR 用出版物等によって、社会に対して業界の事業や専門職員の重要性をPR する任務がある。また、関係する審議会の委員への情報提供や PR も必要である³⁷⁾。社会的な発言力が大きいとはいえない分野であるから、この点については他分野よりも一層努力しなければならない。また、日本図書館協会の役員は個人的に様々な団体、機関や人々に働きかける必要がある。役員の選出に際してはその点も考慮するべきである。

4 取り組みの方向

残念ながら、すべての問題点を明らかにすることはできなかったが、様々な分野にわたって、戦後の公立図書館の問題点と解決の指針をそれぞれ33項目明らかにした。これらの問題点と解決の指針は様々な分野において取り組むべき目標となり得る。実際、これらの解決策の指針には、既に実践が始まっているもの、論議が進んでいるものが多い。また、問題点の33項目と解決の指針の33項目は、それぞれの内部で相互に密接に関連しており、他に影響を与えている。したがって、1項目でも解決に向けてしっかり取り組めば、波及効果があり、他の項目の改革は容易になる。この繰り返しによって改革は加速度的に進む。したがって、小さなことでもよいから1項目でも積極的に改革に取り組むことが重要である。ただし、これらの中で最も基本的なものは、公立図書館サービスの中の読書案内サービスであり、公立図書館職員の職務における専門的職務と非専門的職務の区分

であろう。筆者はこれらに最初に取り組むべきであると考える。

これまでの公立図書館界のリーダー達は、1960年代後半から1970年代末までの成功体験を忘れることができず、新たな発展段階に入った後もかつての理論や実践の指針を繰り返してきた。その結果、1980年代以後の社会のニーズの変化に対応することができなかった。筆者は、1980年代末から公立図書館の改革、公立図書館職員の自己改革を提言してきたが、ようやく、最近、公立図書館の改革を論ずる意見が増えてきた。しかし、改革の提言がすべて正しいわけではない。現状を誤って理解し、誤った提言をする場合もないわけではない。変革期であるからこそ、慎重な議論を積み重ねて行かなければならないのである。

おわりに

筆者が1972年に公立図書館に勤務してから26年が経過した。本稿は筆者が26年間にわたって公立図書館について考えてきたことを整理しまとめたものである。公立図書館界には多くの課題があるが、早急に公立図書館界全体で取り組めば、解決は可能である。本稿がそのような取り組みの契機となることを期待したい。

注・引用文献

- 1) 薬袋秀樹「地方分権と公立図書館の専門的職員―国庫補助金の条件としての専門 的職員の必置規制について」「図書館学会年報」Vol 43, No.4, 1997.12, p 145-160.
- 2) 日本図書館協会図書館政策特別委員会編『公立図書館の任務と目標 解説』増補 版 日本図書館協会, 1995, 85p 参照は p 64-68
- 3) 薬袋秀樹「読書案内サービスの必要性〈公共図書館改革の提言・1〉」(前編)(後編) 『図書館雑誌』 Vol 88, No 6, 1994 6, p 401-405, Vol 88, No 7, 1994 7, p 477-481
- 4) 根本彰「日米の公共図書館の違いとは (II) 統一アナーバー公共図書館について」 「みんなの図書館」No 144, 1989 5, p 66-75 参照は p 67-69
- 5) 坂井暉「九州における公立図書館職員の実態と委託司書制度の法的一考察」「図書館界」Vol 44, No 3, 1992 9, p 102-118 参照は p 102

- 6) 日本図書館協会【図書館評価のためのチェックリスト』1996, 17p.
- 7) 東京都立日比谷図書館協議会 「東京都立日比谷図書館における司書職のあり方に 関する答申」 [1967] 133p 参照は p.78-80.
- 8) 伊藤峻「中小図書館における「館長論」を考える」「図書館界」Vol.34, No.1, 1982 5, p 83-87. 参照は p.84 「私の経験から言えば,新設時の職員はその全部が司書であることが望ましい。(中略) 場合によっては,館長を除く全員が新人であってもよいとすら考える。」これには当時の状况が反映されている。
- 9) 薬袋秀樹「日本図書館協会図書館員の問題調査研究委員会「「図書館員の専門性とは何か (最終報告)」(1974) の批判的考察」「図書館学会年報」 Vol 41, No 1, 1995.3. p 1-16
- 10) 薬袋秀樹「日本図書館協会「図書館員の倫理綱領」(1980) に関する考察」「図書館学会年報」Vol 42, No 1, 1996 3, p.1-16
- 11) 『日本の図書館』(日本図書館協会,年刊)の掲載データのうち恒常的に司書採用を行なっている自治体の図書館の正規職員の司書数と、『図書館雑誌』に掲載されている日本図書館協会会員名簿の当該県の公共図書館部会の名簿に含まれている当該自治体の図書館の職員数を比較すると、誤差はあるが、大まかな比率は明らかになる。
- 12) 久保輝巳【図書館司書という仕事】 ぺりかん社,1986,250p 参照は p137. 専門職としての自己学習の最低条件は日本図書館協会のほか二つの研究団体に加入することであるという意見を紹介したことは久保の大きな功績であるが、その実態は久保や日本図書館協会図書館員の問題調査研究委員会を含めて誰も実際に調査してこなかった。
- 13) 日本図書館協会研修問題特別委員会「日本図書館協会と研修」「図書館雑誌」 Vol 89, No 12, 1995 12, p 1008-1012, 参照は p.1011
- 14) 薬袋秀樹「公立図書館における規制緩和—公立図書館司書資格要件の廃止について」(1997年度日本図書館学会春季研究集会配布資料) 1997 5, 10p 参照は p 3
- 15) 例外として、足立区立図書館の委託問題の反省として、理事者側の夜間開館提案に対する労働組合の対応の問題点が組合役員自身によって指摘されている(「座談会・足立の教訓に学ぶ―運動をどう進めるか」「みんなの図書館」No 196, 1993 9, p 52-56 参照は p 52)。管理委託や合理化は、図書館関係の雑誌の誌上では、ほとんどの場合理事者側に非があるとされるため、図書館職員側に原因があっても反省されないことが多い。この結果、同じ誤りが繰り返されている。
- 16) 薬袋秀樹「都道府県教育委員会による市町村立図書館振興策の根拠法令―変遷の

経過と内容」「図書館学会年報」 Vol.39, No 4, 1993.12, p.158-176 参照はp 169-170.

- 17) 薬袋秀樹 【公立図書館司書のための仕事の技術 10 か条―中堅職員のために】図書館情報大学薬袋研究室, 1996, 74p. 参照は p.22-23.
- 18) 第 42 回図書館問題研究会全国大会(1995 年 7 月)における伊藤峻の発言を参照のこと。「図書館問題研究会第 42 回全国大会の記録」「みんなの図書館」No.222, 1995.10, p.1-87.参照は p 71-72.
- 19) 注1の文献.
- 20) 一例として次の文献がある。高山正也「わが国における図書館・情報学の研究・教育に関する若干の問題提起」日本図書館協会研究委員会編『図書館学の研究と教育』日外アソシエーツ、1982、p.72-86 (論集・図書館学研究の歩み 第1集)、参照はp.78 ただし、高山は根本的な解決策として資格試験も提案している。
- 21) この例外として, 辻沢与三一「公共図書館を志す人へ」「図書館雑誌」Vol 76, No.6, 1982.6, p 338-339 がある。ベテランのレファレンス担当者と児童サービス担当者の資料知識を中心とする自己研修の具体的目標と実践内容を紹介している(レファレンス担当者は 9 項目、児童担当者は 10 項目)。
- 22) このような研究の一例として、下記の一連の研究がある。大庭一郎「米国の公共 図書館における専門的職務と非専門的職務の分離—1920年代から 1950年代まで を中心に」「図書館学会年報」 Vol.40、No 1、1994.3、p 11-39. 大庭一郎「米国 の公共図書館の貸出業務における専門的職務と非専門的職務の分離—1920年代から 1950年代までを中心に」「図書館学会年報」 Vol 42, No 4, 1996.12, p 199-215
- 23) 根本彰「訳者あとがき」パンジトア,バーナ・L 『公共図書館の運営原理』 根本彰,小田光宏,堀川照代訳,勁草書房,1993,256pp243-246「この領域においては,長らく諸外国の理論と実践に学ぶことが至上命令とされ,そこで行われている研究活動の多くは,米英を頂点とする制度やサービスの紹介ならびにそれらの国における研究の読解,そして,そこから得られた知見でもってわが国の実態を調査し比較することに当てられてきた」と述べている(p243)。
- 24) 松岡要「「図書館学」の生産性」「図書館訐論」 37, 1996 7, p 14-22 参照は p 18-19
- 25) 日本図書館協会国の図書館政策に関する緊急対策会議「「国の図書館政策に関する 緊急対策会議」の終了について(報告)」「図書館雑誌」Vol 91, No 10, 1997 10, p 887
- 26) 「第26期理事及び監事選挙結果報告」 「図書館雑誌」 Vol.91, No 5, 1997 5, p 423.

- 27)「社団法人日本図書館協会定款」「図書館雑誌」Vol 91, No.5, 1997.5, p.412-414.
- 28) 筆者がかつて東京都選出の日本図書館協会評議員を2期にわたって務めた際の経験と資料などによる。
- 29) 注1の文献.
- 30) 薬袋秀樹「公共図書館批判論の批判的検討」「現代の図書館」 Vol.30, No.4, 1992 12, p.239-278. 参照は p 275.
- 31) 薬袋秀樹「貸出業務の専門性」 【図書館雑誌】 Vol 89, No 6, 1995 6, p 465-468.
- 32) 注 17 の文献, 参照は p.47-51.
- 33) 薬袋秀樹 「公立図書館司書の自己改革のための 10 か条―新入職員のために」図書館情報大学薬袋研究室, 1995, 30p 参照は p.7-11.
- 34) 庄30の文献,参照はp249-252,257258.
- 35)「社団法人日本図書館協会 昭和 62 年度(第1回)評議員会議事録」「図書館雑誌」Vol 81, No.8, 1987 8, p.477-482. 参照は p 480 かつて, 筆者は昭和 62 年度の評議員会で「欠席評議員の文書質問制度の設置」について提案を行なった。その趣旨は下記の通りである。①許議員会の事前に各評議員には議案・資料が送られてくる。出席できない評議員は常務理事会宛に文書で質問を出すことができる。②常務理事会は質問に対して文書で回答し, 評議員会の席上配布する。評議員会ではこの文書を質疑の一環として位置付けて論議を行う。③文書質問とそれに対する回答は評議員会記録の一部として掲載する。これによって次の効果が得られる。①遠隔地の評議員も気軽に常務理事会に質問できる。②遠隔地の会員の声を反映し, コミュニケーションが改善できる。③評議員会の論議を深めることができる。これに対して, 事務局長から「重要な提案と受けとめ, 十分検討したい」「常務理事会でも検討したい」という回答があったが, その後の経過は不明である。
- 36) その例として住 30 の文献および下記の文献がある。薬袋秀樹「『市民の図書館』 における「貸出し」の論理―「貸出冊数偏重政策」への批判をめぐって」「図書館 界』 Vol 40, No.6, 1989 3, p 264-279.
- 37) 薬袋秀樹「公共図書館職員の自己改革—サービス・政策・経営の改革」「図書館雑誌」 Vol 88, No 8, 1994 8, p 533-538 参照は p 534-535